

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する新旧対照表

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

別表		改正案		別表		現行	
番号	医療機器の名称	基	準	番号	医療機器の名称	基	準
一） 百五十 三	（略）	（略）	（略）	一） 百五十 三	（略）	（略）	（略）
四 百五十	1 ストレート・ギ アードアングルハ ンドピース	Ｔ五九〇七	駆動源からの回転を等速 又は変速して、歯又は義 歯等を切削又は研磨する 歯科用バー、リーマ等に 回転、振動等の動作を伝 達すること。	四 百五十	1 ストレート・ギ アードアングルハ ンドピース	Ｔ五九〇七	駆動源からの回転を等速 又は変速して、歯又は義 歯等を切削又は研磨する 歯科用バー、リーマー等 に伝達すること。
五） 百五十 四 百八 十一	（略）	（略）	（略）	五） 百五十 四 百八 十一	（略）	（略）	（略）
四 百八 十二	1 据置型診断用X 線発生装置 2 移動型診断用X 線発生装置	Z四七五一 二七	X線管装置に対してX線 出力に必要な電気を供給 し、かつ、それを制御す ること（治療に使用する	四 百八 十二	1 据置型診断用X 線発生装置 2 移動型診断用X 線発生装置	Z四七五一 二七	X線管装置に対してX線 出力に必要な電気を供給 し、かつ、それを制御す ること（治療に使用する

<p>3 ポータブル診断 用X線発生装置</p>	<p>四八八 1 電動式歯科用根 管リーマ</p>	<p>四八八 1 電動式歯科用フ ァイル</p>	<p>四八八 1 歯科用電動式ハ ンドピース</p>	<p>四八八 1 歯科用空気駆動 式ハンドピース</p>
	<p>一 T〇九九三</p>	<p>一 T〇九九三</p>	<p>一 T五九〇七 T五九〇九</p>	<p>一 T五九〇七 T五九〇八</p>
<p>ことを除く。)</p>	<p>根管の拡大又は清掃のた め、能動型機器に接続し、 これを回転させることに よる側面切削に用いるこ と。</p>	<p>根管の拡大又は根管壁を 平滑にするため、能動型 機器に接続し、これに上 下方向の往復運動又は引 上げ動作をさせることに よる切削又は研磨に用い ること。</p>	<p>電気駆動により、歯、義 歯、人工歯冠等を切削又 は研磨するために歯科用 バー、リーマ等に回転、 振動等の動作を伝達する こと。</p>	<p>空気駆動により、歯、義 歯、人工歯冠等を切削又 は研磨するために歯科用 バー、リーマ等に回転、 振動等の動作を伝達する こと。</p>